

第 5 2 回白河市地域公共交通活性化協議会次第

日時：令和 7 年 6 月 1 1 日（水）

1 3 時 3 0 分～

場所：白河市役所 5 階 正庁

《委嘱状交付式》

《会議》

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

議案第 1 号 副会長及び監事の選任について

議案第 2 号 令和 6 年度事業報告について

議案第 3 号 令和 6 年度収支決算並びに監査報告について

議案第 4 号 令和 7 年度事業計画（案）について

議案第 5 号 令和 7 年度収支予算（案）について

議案第 6 号 地域内フィーダー系統確保維持計画について

議案第 7 号 令和 7 年度新規事業（大信地域生活支援バス
（実証実験））について

議案第 8 号 令和 7 年度新規事業（定率タクシー（実証実
験））について

議案第 9 号 路線バスの廃止・休止について

4. そ の 他

5. 閉 会

議案第 1 号 副会長及び監事の選任について

白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、副会長及び監事を指名するものです。

副会長 芥川 一則 委員（福島工業高等専門学校）

監 事 須藤 善夫 委員（白河市町内会連合会）

監 事 藤田 龍文 委員（白河商工会議所）

（参考）

白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱

（役員）

第 7 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
 - (2) 副会長 1 人
 - (3) 監 事 2 人
- 2 会長は、市長が指名する者をもって充てる。
 - 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

議案第 2 号 令和 6 年度事業報告について

1 「白河市地域公共交通活性化協議会 事業」報告

(1) 協議会開催

令和 6 年度は、以下のとおり 4 回の協議会を開催

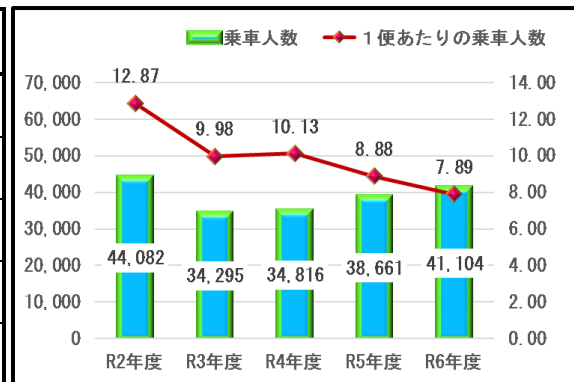
第 48 回 (R6. 6. 10) 第 49 回 (R6. 8. 28) 第 50 回 (R6. 10. 10) 書面
第 51 回 (R7. 1. 14)

2 「白河市 事業」報告

(1) 市循環バス「こみねっと」

- 乗車人数 (事業年度：前年 10 月～9 月)

事業年度	中循環	南循環	西循環	合 計
R2年度	23,998	20,084	—	44,082
R3年度	18,407	15,888	—	34,295
R4年度	18,143	16,673	—	34,816
R5年度	18,083	17,579	2,999	38,661
R6年度	16,675	17,048	7,381	41,104

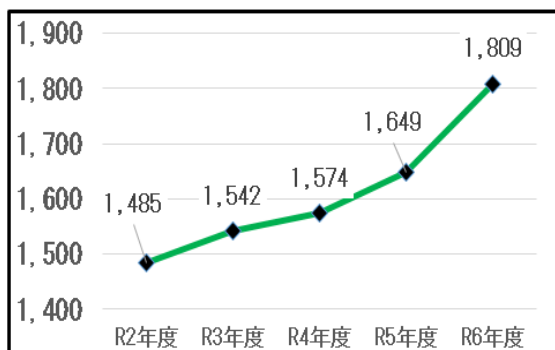


- 令和 5 年 4 月から『西循環』の運行を開始したため、R6 年度は『西循環』が通年運行した最初の年度となった。
- 新ルート of 運行により、乗車人数は着実に増加しているものの、1 便あたりの乗車人数が減少しており、今後も利用促進に向けた取り組みが必要である。

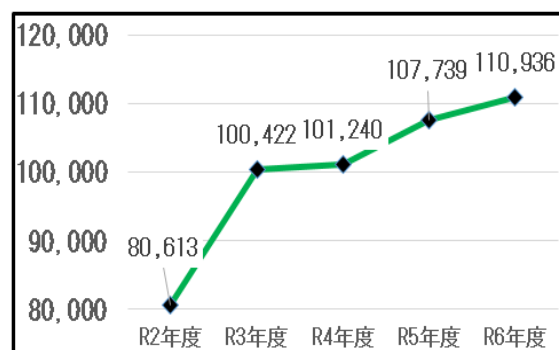
(2) バス・タクシー移動支援事業 (バス・タクシー助成券)

- 運転免許証を保有していない高齢者 (75 歳以上) 及び障がい者を対象に、バス、タクシーの運賃等の一部に利用できる助成券を交付した。
- 令和 6 年度からは、新たに妊産婦も対象に追加した。
- 交付者数、利用枚数ともに増加傾向にあり、対象者の移動手段の支援とともに、バス・タクシーの利用促進に寄与している。

【交付者数 1,809 人】



【利用枚数 110,936 枚】



(3) 予約型乗合タクシー（実証実験含む）

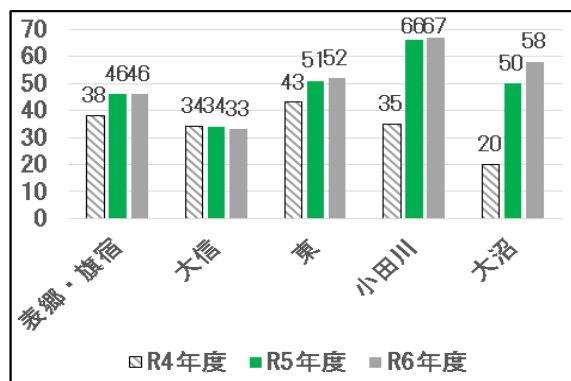
- 以下の地域において、地域内の移動手段の確保及びバス路線の代替等のため、予約型乗合タクシーを運行した。

【表郷・旗宿地域】 【大信地域】 【東地域】

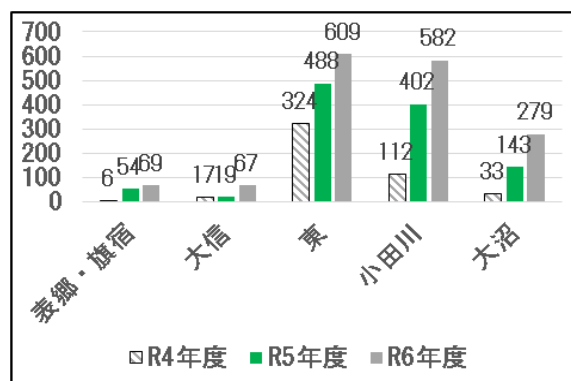
【小田川地区】 【大沼地区】 ※左記2地区は実証実験中

- 全体として利用者等は着実に増加しているものの、地域によりバラつきがあり、今後も事業内容の変更等、継続した検討が必要である。

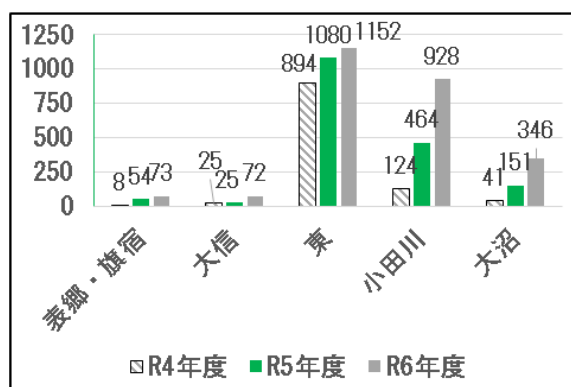
【利用登録者数】



【運行便数】



【延べ利用者数】



(4) 定額タクシー実証実験

- 別紙のとおり

(4)定額タクシー実証実験

目的

市内の公共交通利用不便地域の解消に向け、地域状況を捉え、効果的・効率的な交通手段を検討するとともに、地域の公共交通確保の必要性(需要)を一定期間において調査する。

概要

対象	大信地域	白坂地区
期間	令和6年11月1日～令和7年1月31日(土日祝含む)	
利用時間	午前9時～午後9時までに乗車	
料金	1回1,600円	1回800円
対象年齢	制限なし	65歳以上
運行範囲	大信地域⇄市街地間	①白坂地区内 ②白坂地区⇄市街地間

※「新白河駅」(西郷村)、「かねこクリニック」(西郷村)、「白河厚生総合病院」(小田川地区)の3施設は例外的に市街地として扱う。

周知方法

下記により事業周知を行った。

- ・市ホームページに掲載
- ・地域民生委員に情報提供
- ・チラシを全戸配布(大信地域)
- ・予約型乗合タクシー登録者へチラシを郵送(大信地域)
- ・防災無線により事業周知(大信地域)
- ・チラシを回覧及び対象者へ個別郵送(白坂地区)

利用方法

下記の方法で事前利用登録を行い、乗車時に市から交付された利用登録証を提示する。

- ・市に利用登録申込書を提出
- ・チラシや市ホームページに掲載したQRコードより電子申請

運行事業者

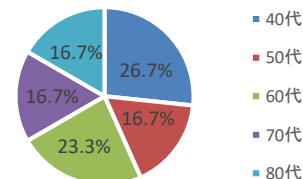
- ・白河観光交通株式会社
- ・光タクシー株式会社

登録実績

【大信地域】登録者数30名

(1)年齢別

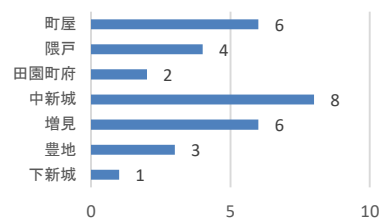
年齢	40代	50代	60代	70代	80代	合計
人数	8	5	7	5	5	30



(2)性別

性別	人数
男性	10
女性	20

(3)地区別



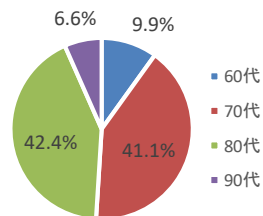
(4)最寄りバス停までの距離

距離(m)	人数	割合
0～50	5	16.7%
51～100	4	6.7%
101～300	13	43.3%
301～500	5	16.7%
501～1,000	0	0.0%
1,001～2,000	1	3.3%
2,001～	2	6.7%
合計	30	100%

【白坂地区】登録者数151名

(1)年齢別

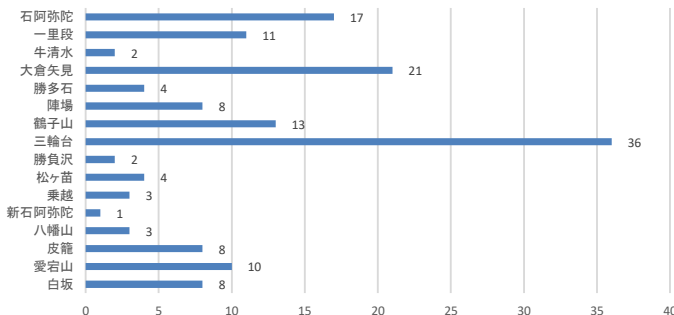
年齢	60代	70代	80代	90代	合計
人数	15	62	64	10	151



(2)性別

性別	人数
男性	66
女性	85

(3)地区別



(4)最寄りバス停までの距離

距離(m)	人数	割合
0～50	10	6.6%
51～100	10	6.6%
101～300	34	22.5%
301～500	33	21.9%
501～1,000	36	23.8%
1,001～2,000	16	10.6%
2,001～	12	8.0%
合計	151	100%

利用実績

(1) 運行件数及び利用人数

対象	総運行件数	延べ利用人数	実利用人数
大信地域	95	149	13
白坂地区	385	460	58

(2) 乗降地

【大信地域】

●乗車地

乗車地	自宅	医療施設	商業施設	駅	娯楽施設	その他	合計
件数	46	1	19	3	2	24	95

●降車地

降車地	自宅	医療施設	商業施設	娯楽施設	その他	合計
件数	49	6	10	1	29	95

【白坂地区】

●乗車地

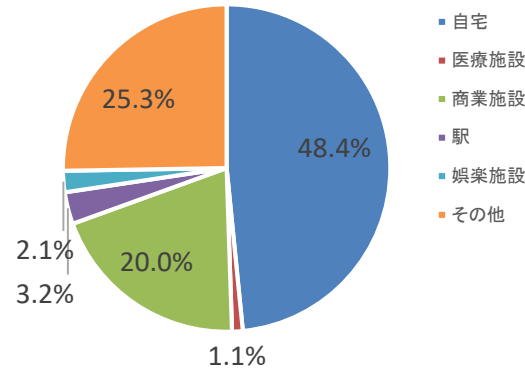
乗車地	自宅	医療施設	商業施設	駅	娯楽施設	公共施設	その他	合計
件数	150	44	45	20	8	3	115	385

●降車地

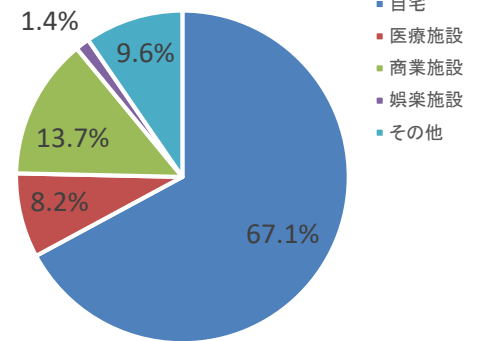
降車地	自宅	医療施設	商業施設	駅	娯楽施設	公共施設	その他	合計
件数	231	30	19	3	6	4	92	385

※乗降地は運行事業者に記録を依頼。地名が記載されていたものは「その他」とした。

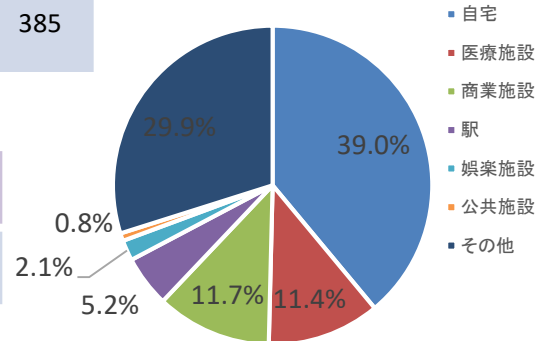
乗車地



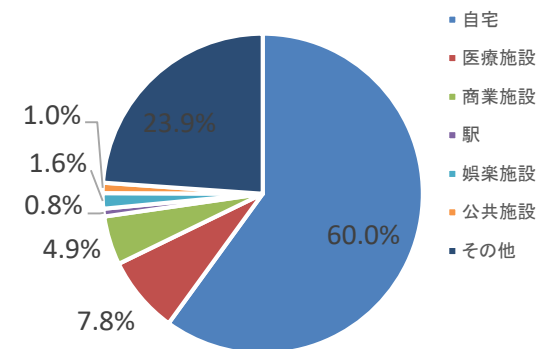
降車地



乗車地



降車地



利用実績

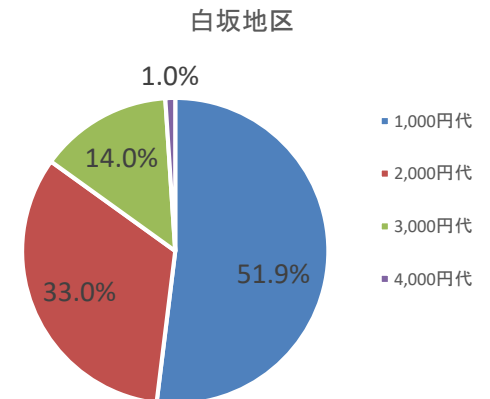
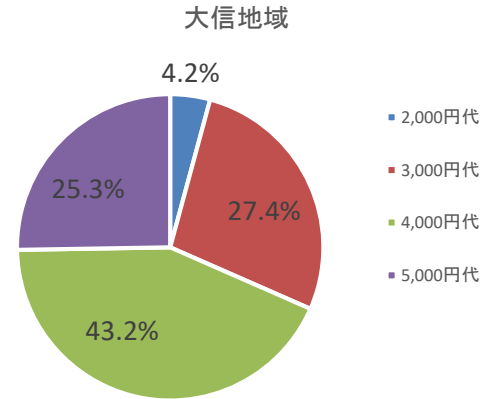
(3) 1運行あたりの運賃

【大信地域】

料金	件数
2,000円代	4件
3,000円代	26件
4,000円代	41件
5,000円代	24件

【白坂地区】

料金	件数
1,000円代	200件
2,000円代	127件
3,000円代	54件
4,000円代	4件

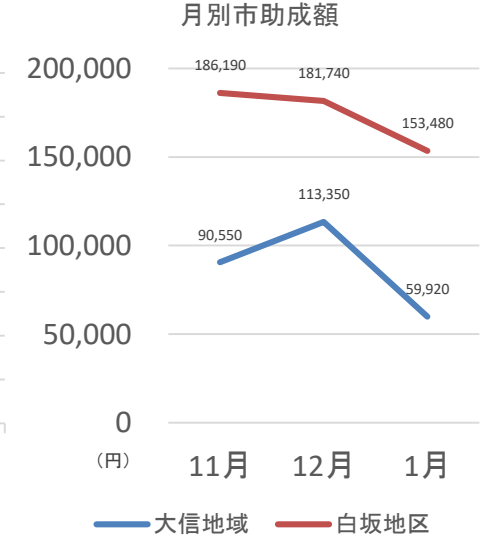
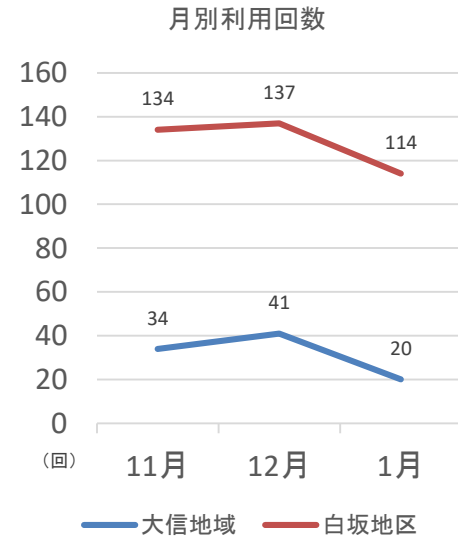


(4) 1運行当たりの平均乗車時間及び平均運賃

対象	平均乗車時間	平均運賃
大信地域	20分	4,377円
白坂地区	13分	2,154円

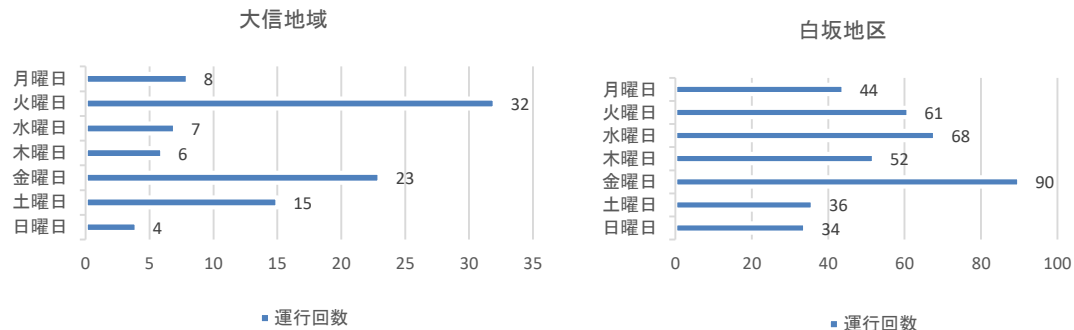
(5) 月別運行回数及び市助成額

対象	11月	12月	1月	計
大信地域	34回 90,550円	41回 113,350円	20回 59,920円	95回 263,820円
白坂地区	134回 186,190円	137回 181,740円	114回 153,480円	385回 521,410円
合計	168回 276,740円	178回 295,090円	134回 213,400円	480回 785,230円

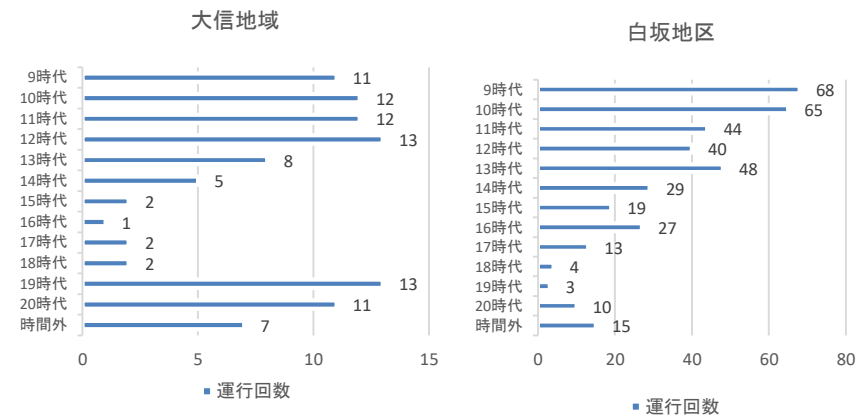


利用実績

(6) 曜日別運行回数

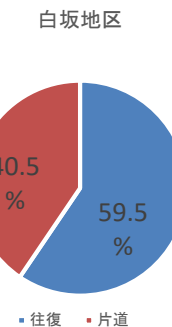
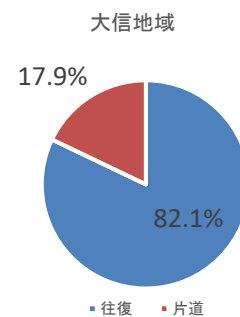


(7) 時間別運行回数



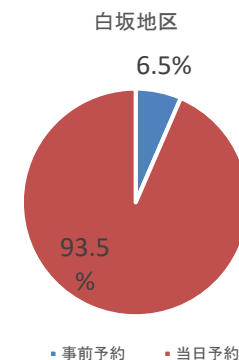
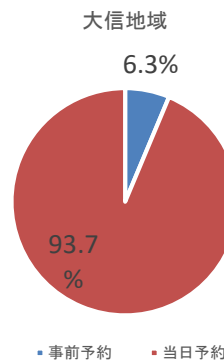
(8) 利用形態

対象	総運行回数	往復	片道
大信地域	95回	78回	17回
白坂地区	385回	229回	156回



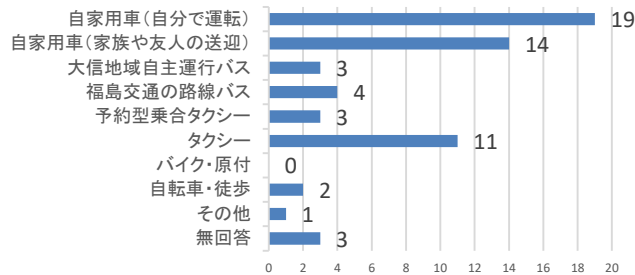
(9) 配車予約

対象	総運行回数	事前予約	当日予約
大信地域	95回	6回	89回
白坂地区	385回	25回	360回



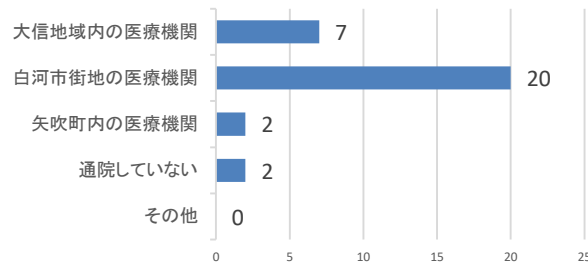
【大信地域】

Q1 どのような移動手段を利用することが多いですか？（上位2つにチェック）



- 自家用車（自分で運転）の利用が最も多かった。
- 公共交通機関では、タクシーの利用が最も多く、次いで福島交通の路線バス、同数で大信地域自主運行バス、予約型乗合タクシーの順となった。
- その他：代行（1）

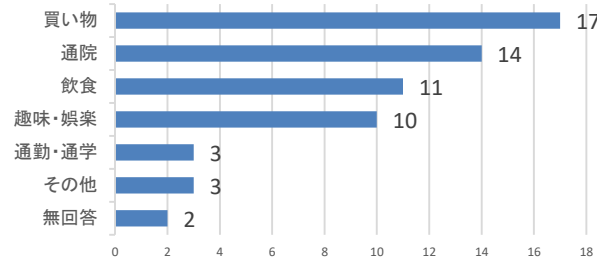
Q4 医療機関への「通院」では、どこに行くことが多いですか？（1つにチェック）



- 登録者の6割以上が市街地に通院していると回答。

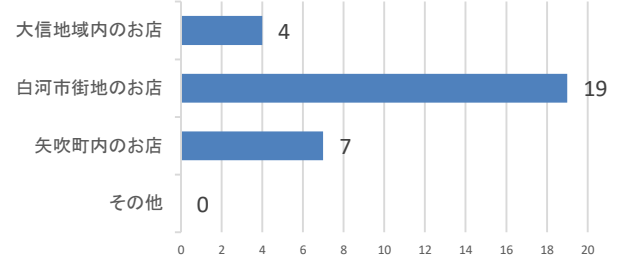
※指定回答数以上の回答も集計

Q2 お申込みいただいた「定額タクシー」は、どのような際に利用したいとお考えですか？（上位2つにチェック）



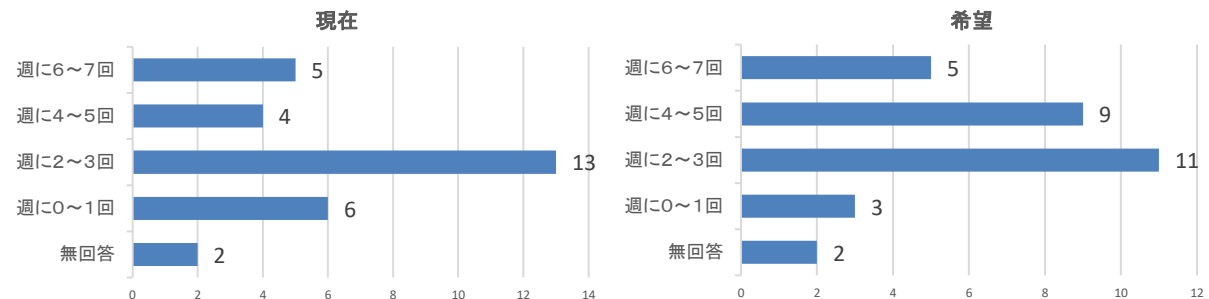
- 買い物が最も多く、次いで通院、飲食の順となった。
- その他：駅（2）、内容空欄（1）

Q3 食料品や日用品の「買い物」では、どこに行くことが多いですか？（1つにチェック）



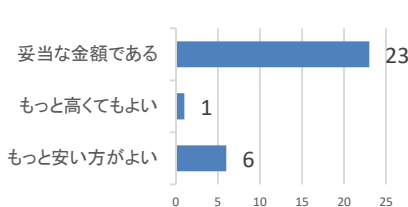
- 登録者の6割以上が市街地へ買い物に行っていると回答。

Q5 通勤・通学以外の『買い物』『通院』『飲食』や『趣味・娯楽』のため、現在、週に何回くらい外出していますか？また、希望としては、週に何回くらい外出したいですか？（それぞれ1つにチェック）



- 現在の外出回数は、週に2～3回の外出が最も多く、次いで週0～1回、週6～7回の順となった。
- 希望の外出回数は、週2～3回の外出が最も多く、次いで週4～5回、週6～7回の順となった。

Q6 お申込みいただいた「定額タクシー」の利用料金は、今回は「1,600円」に設定していますが、妥当な金額だと思いますか？（1つにチェック）



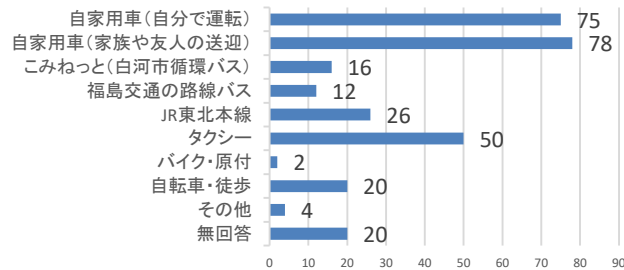
もっと高くてもよい	
妥当な金額	回答数
5,000円	1

もっと安い方がよい	
妥当な金額	回答数
300円	1
1,000円	3
1,500円	2

- 7割以上の登録者は妥当な金額であると回答。
- もっと高くてもよいと回答したうち、妥当な金額は5,000円1件であった。
- もっと安い方がよいと回答したうち、それぞれ妥当な金額は300円1件、1,000円3件、1,500円2件であった。

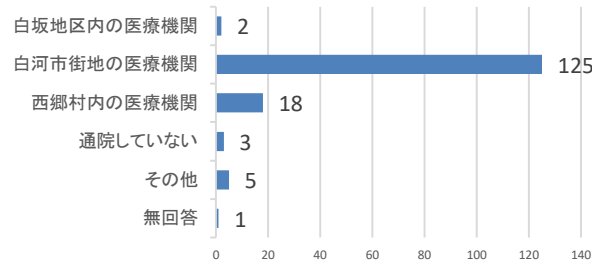
【白坂地域】

Q1 どのような移動手段を利用することが多いですか？（上位2つにチェック）



- 自家用車（家族や友人の送迎）の利用が最も多かった。
- 公共交通機関では、タクシーの利用が最も多く、次いでJR東北本線、こみねっと（白河市循環バス）の順となった。
- その他：病院の無料送迎（4）

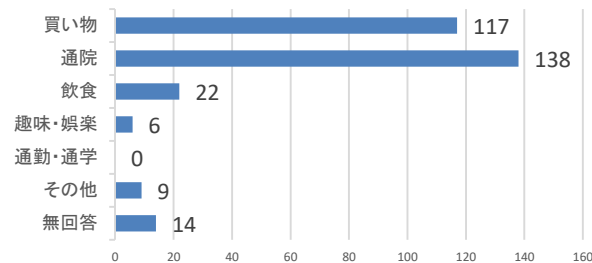
Q4 医療機関への「通院」では、どこに行くことが多いですか？（1つにチェック）



- 登録者の8割以上が市街地に通院していると回答。
- その他：栃木県（1）、郡山市（2）、矢吹町（2）

※指定数以上の回答も集計

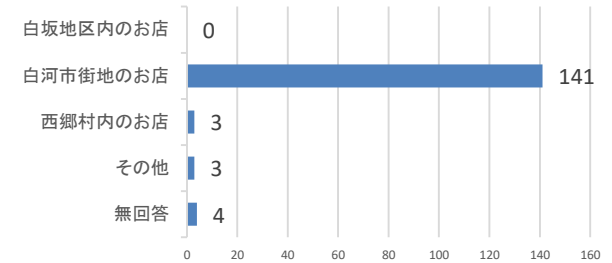
Q2 お申込みいただいた「定額タクシー」は、どのような際に利用したいとお考えですか？（上位2つにチェック）



- 通院が最も多く、次いで買い物、飲食の順となった。
- その他：美容室・理髪店（4）、駅（3）、補聴器の調整（1）、内容空欄（1）

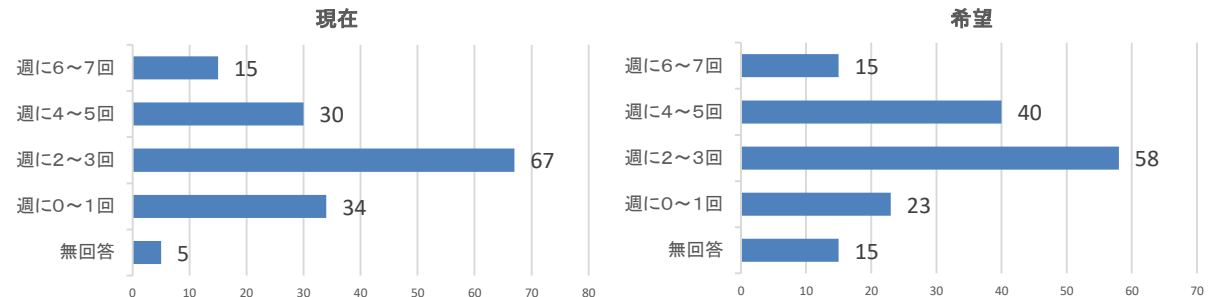
※指定数以上の回答も集計

Q3 食料品や日用品の「買い物」では、どこに行くことが多いですか？（1つにチェック）



- 登録者の9割以上が市街地へ買い物に行っていると回答。
- その他：栃木県（1）、家族に依頼（1）、買い物代行利用（1）

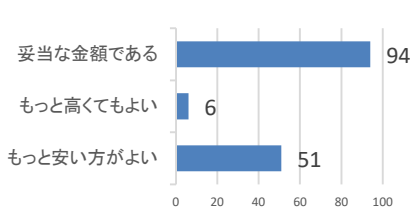
Q5 通勤・通学以外の『買い物』『通院』『飲食』『趣味・娯楽』のため、現在、週に何回くらい外出していますか？また、希望としては、週に何回くらい外出したいですか？（それぞれ1つにチェック）



- 現在の外出回数は、週に2～3回の外出が最も多く、次いで週0～1回、週4～5回の順となった。

- 希望の外出回数は、週2～3回の外出が最も多く、次いで週4～5回、週0～1回の順となった。

Q6 お申込みいただいた「定額タクシー」の利用料金は、今回は「800円」に設定していますが、妥当な金額だと思いますか？（1つにチェック）



もっと高くてもよい

妥当な金額	回答数
1,000円	3
無回答	3

もっと安い方がよい

妥当な金額	回答数
300円	2
400円	1
500円	48

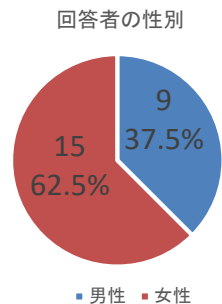
- 6割以上の登録者は妥当な金額であると回答。
- もっと高くてもよいと回答したうち、1,000円が妥当との回答が3件あった。
- もっと安い方がよいと回答したうち、300円が妥当との回答が2件、400円が妥当との回答が1件、500円が妥当との回答が48件あった。

登録者利用アンケート結果

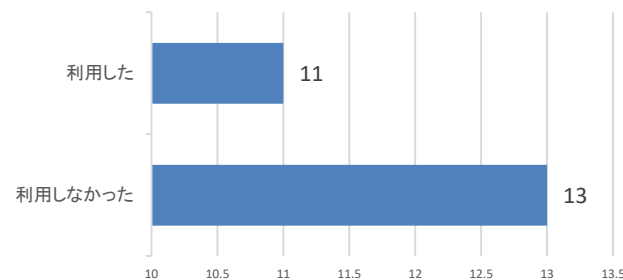
実証期間終了後、登録者に対しアンケートを送付し回答を依頼した。

【大信地域 1/2】

登録者数	30名
回答者数	24名
回答率	80.0%

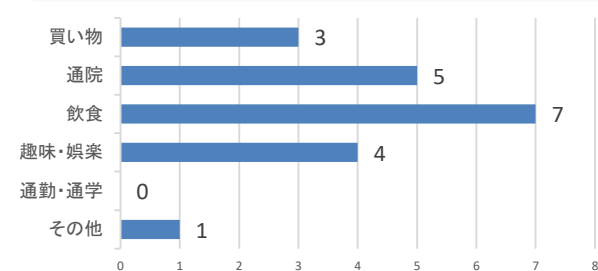


Q1 定額タクシーを利用しましたか？(1つに○)



●回答者のうち、約半数が実際に利用した。

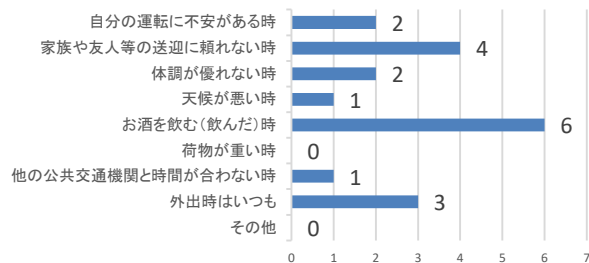
Q2 どのような目的で利用しましたか？(当てはまるものすべてに○)



●飲食が最も多く、次いで通院、趣味・娯楽の順となった。

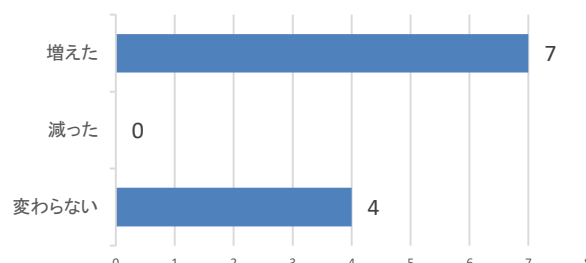
●その他: 駅(1)

Q3 どのような時に利用しましたか？(当てはまるものすべてに○)



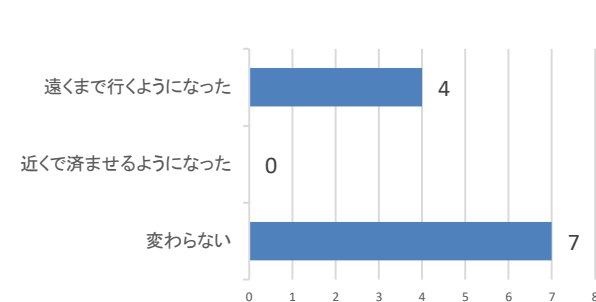
●お酒を飲む(飲んだ)時が最も多く、次いで家族や友人等の送迎に頼れない時、外出時はいつも順となった。

Q4 外出の頻度に変化はありましたか？(1つに○)



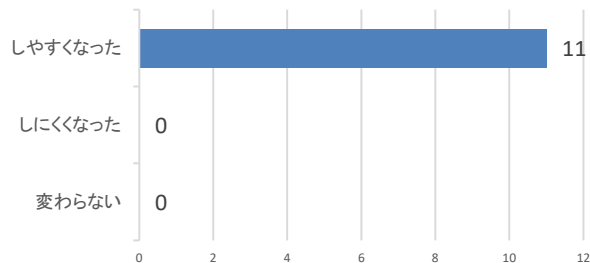
●回答者のうち、6割以上は外出頻度が増えた。

Q5 外出先に変化はありましたか？(1つに○)



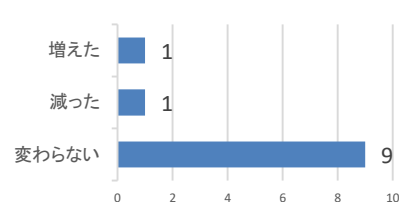
●回答者のうち、6割以上が外出先に変化はなかった。

Q6 外出のしやすさに変化はありましたか？(1つに○)



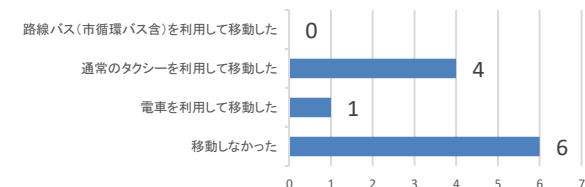
●回答者全員が外出しやすくなった。

Q7 他の公共交通機関の利用頻度に変化はありましたか？(1つに○)



●回答者のうち、8割以上が他の公共交通機関の利用頻度に変化はなかったと回答。

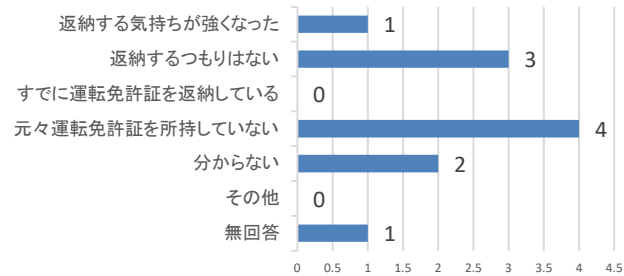
Q8 定額タクシーで市街地に移動した後、他の公共交通機関を利用して市街地の中を移動しましたか？(1つに○)



●回答者のうち、約半数が市街地に移動後に他の公共交通機関を利用して移動した。

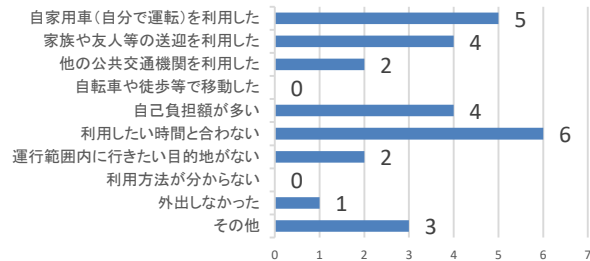
【大信地域 2/2】

Q9 運転免許証返納に対する考えに変化はありましたか？(1つに○)



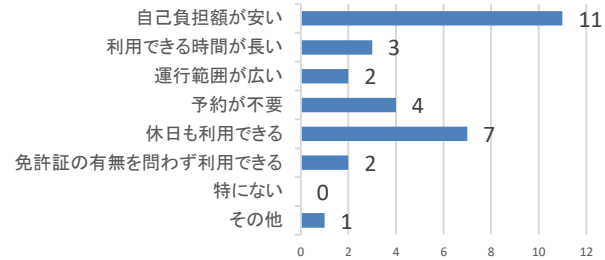
●元々運転免許証を所持していないが最も多く、次いで返納するつもりがない、分からないの順となった。

Q12 利用しなかった理由を教えてください。(当てはまるものすべてに○)



●利用したい時間と合わないが最も多く、次いで自家用車(自分で運転)を利用した、同数で家族や友人等の送迎を利用した、自己負担額が多いの順となった。

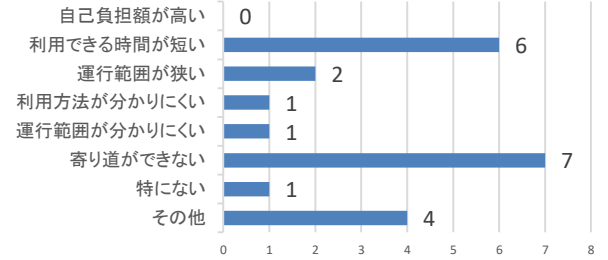
Q10 定額タクシーを利用して良かった点がありますか？(3つまで○)



●自己負担額が安いのが最も多く、次いで休日にも利用できる、予約が不要の順となった。

●その他:外出先で飲酒できる(1)

Q11 定額タクシーを利用して改善してほしい点がありますか？(3つまで○)

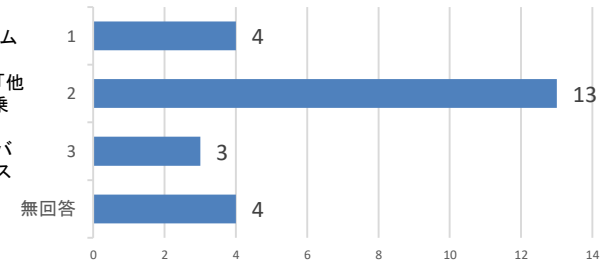


●寄り道ができないが最も多く、次いで利用できる時間が短い、その他の順となった。

●その他:タクシーがすぐ来ない(2)、待ってもらえない(1)、運転手が制度を理解していない(1)

Q13 今後、市に積極的に推進してほしい交通事業は次のうちどれですか？(1つに○)

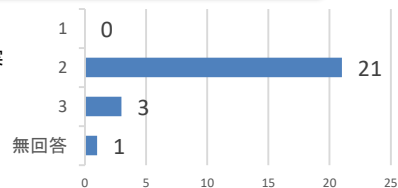
1. 選択肢のうち自己負担額は最も高いが、自宅と目的地を直接結ぶシステム(通常のタクシーのような移動手段)
2. 自己負担額が1よりは安く、自宅と目的地を直接結ぶが、「予約が必要」「他人と乗合になる可能性がある」等の一定の制約があるシステム(予約型乗合タクシーのような移動手段)
3. 選択肢のうち自己負担額は最も安いが、「自宅からバス停までの移動」「バス停から目的地までの移動」等の一定の制約があるシステム(通常のバスのような移動手段)



●回答者のうち、一定の制約がある交通システムの需要が一番多かった。

Q14 大信地域にお住まいの方のみ回答】今後、市に積極的に推進してほしい交通事業は次のうちどれですか？(1つに○)。

1. 大信地域内の移動手段の充実
2. 大信地域と白河市街地とを結ぶ移動手段の充実
3. 大信地域と矢吹町を結ぶ移動手段の充実

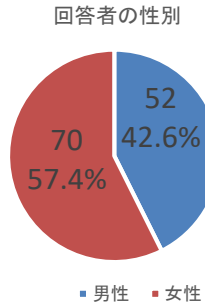


●回答者のうち、8割以上が大信地域と市街地とを結ぶ移動手段の充実を望んでいる結果となった。

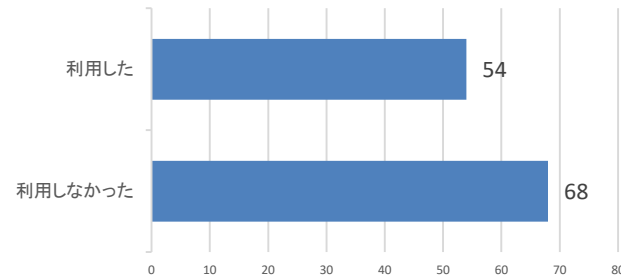
※指定数以上の回答も集計

【白坂地区 1/2】

登録者数	151名
回答者数	122名
回答率	80.8%

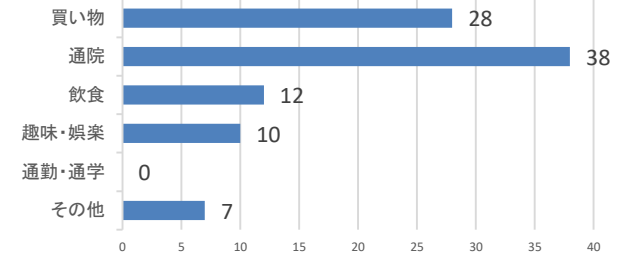


Q1 定額タクシーを利用しましたか？(1つに○)



●回答者のうち、4割以上が実際に利用した。

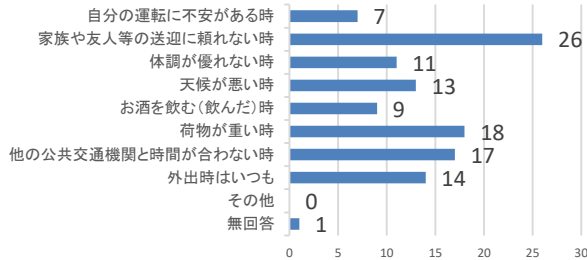
Q2 どのような目的で利用しましたか？(当てはまるものすべてに○)



●通院が最も多く、次いで買い物、飲食の順となった。

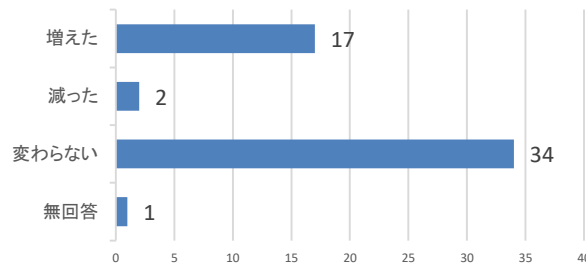
●その他: 駅(5)、役所(1)、美容院(1)

Q3 どのような時に利用しましたか？(当てはまるものすべてに○)



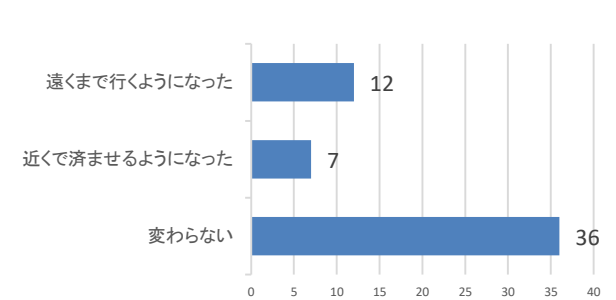
●家族や友人等の送迎に頼れない時が最も多く、次いで荷物が重い時、他の公共交通機関と時間が合わない時の順となった。

Q4 外出の頻度に変化はありましたか？(1つに○)



●回答者のうち、6割以上が外出頻度に変化はなかった。

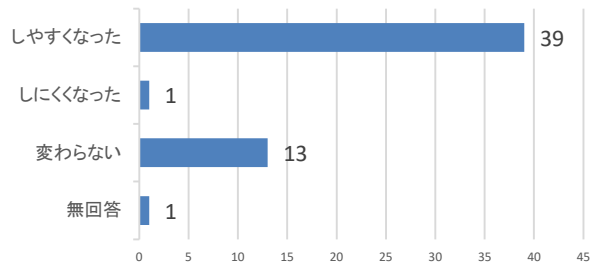
Q5 外出先に変化はありましたか？(1つに○)



●回答者のうち、6割以上が外出先に変化はなかった。

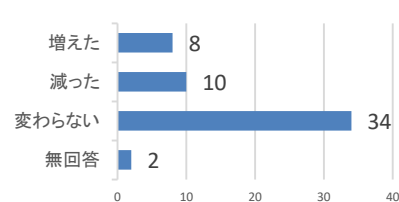
※指定数以上の回答も集計

Q6 外出のしやすさに変化はありましたか？(1つに○)



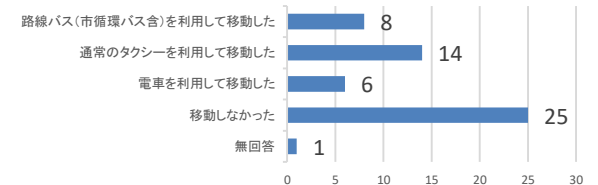
●回答者全員が外出しやすくなったと回答している。

Q7 他の公共交通機関の利用頻度に変化はありましたか？(1つに○)



●回答者のうち、8割以上の方の他の公共交通機関の利用頻度に変化はなかった。

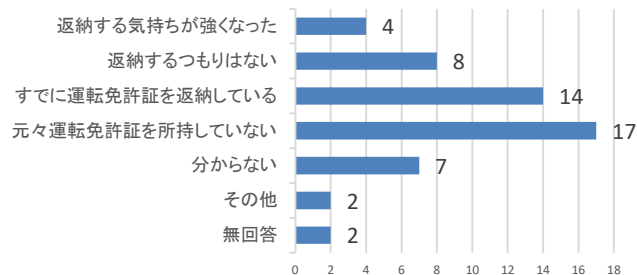
Q8 定額タクシーで市街地に移動した後、他の公共交通機関を利用して市街地の中を移動しましたか？(1つに○)



●回答者のうち、約半数の方が市街地に移動後に他の公共交通機関を利用して移動した。

【白坂地区 2/2】

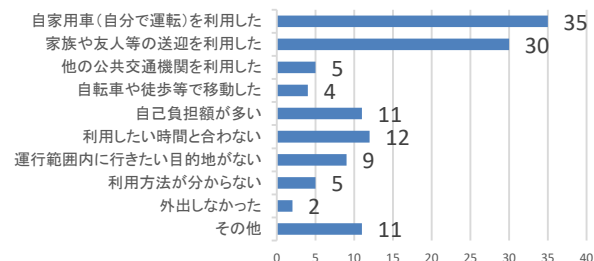
Q9 運転免許証返納に対する考えに変化はありましたか？(1つに○)



●元々運転免許証を所持していないが最も多く、次いですでに運転免許証を返納している、返納するつもりがない、分からないの順となった。

●その他:車を所持していない(1)、空欄(1)

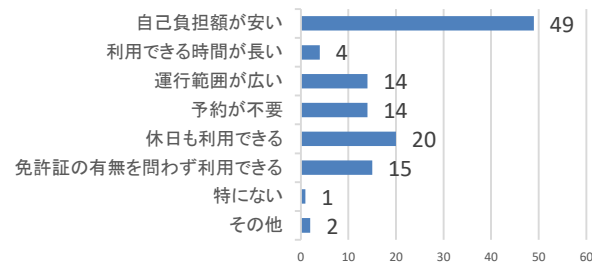
Q12 利用しなかった理由を教えてください。(当てはまるものすべてに○)



●自家用車(自分で運転)を利用したが最も多く、次いで家族や友人等の送迎を利用した、利用したい時間と合わないの順となった。

●その他:実施期間が短い(1)、体調不良(2)、付添がいなくて移動できない(1)、登録証紛失(1)、家族が利用するタクシーに同乗(2)寄り道ができない(2)、悪天候時に利用するつもりだった(2)

Q10 定額タクシーを利用して良かった点がありますか？(3つまで○)

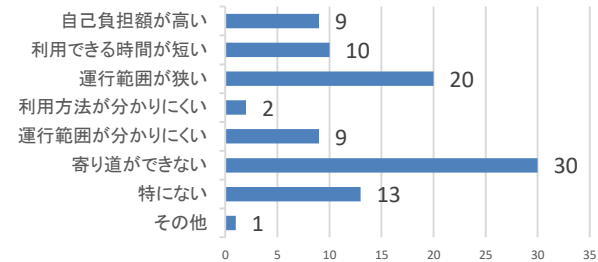


●自己負担額が安いのが最も多く、次いで休日にも利用できる、免許証の有無を問わず利用できるの順となった。

●その他:移動(通院)が楽になった(1)、こみねつと路線バスの乗り継ぎが不可のところも行ける(1)

※指定数以上の回答も集計

Q11 定額タクシーを利用して改善してほしい点がありますか？(3つまで○)

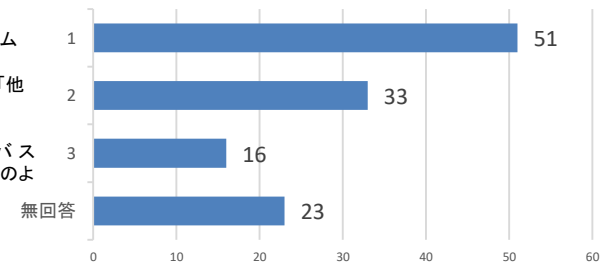


●寄り道ができないのが最も多く、次いで運行範囲が狭い、特になしの順となった。

●その他:夜はタクシーの稼働が少ない(1)

Q13 今後、市に積極的に推進してほしい交通事業は次のうちどれですか？(1つに○)

1. 選択肢のうち自己負担額は最も高いが、自宅と目的地を直接結ぶシステム(通常のタクシーのような移動手段)
2. 自己負担額が1よりは安く、自宅と目的地を直接結ぶが、「予約が必要」「他人と乗合になる可能性がある」等の一定の制約があるシステム(予約型乗合タクシーのような移動手段)
3. 選択肢のうち自己負担額は最も安い、「自宅からバス停までの移動」「バス停から目的地までの移動」等の一定の制約があるシステム(通常のバスのような移動手段)



●回答者のうち、自宅と目的地を直接結ぶシステムの需要が一番多かった。

※指定数以上の回答も集計

総評

本実証実験を通し、単純に自宅と目的地の往復だけでなく、タクシー、バス、家族による送迎を時間的・経済的な面などから効率的に使い分けた利用者も多くみられ、路線バスを補完するタクシーの役割や有効性、本市の公共交通網を構成する交通モードとしての必要性が確認された。また、公共施設や駅、商業施設、飲食店などが集積する市街地への移動需要の高さも浮き彫りとなった。

今回得られた情報を参考に、今後も持続可能で利便性の高い公共交通網の整備に努めていく。

議案第 3 号 令和 6 年度収支決算並びに監査報告について

令和 6 年度白河市地域公共交通活性化協議会収支決算書

1. 歳入 (単位：円)

区分	予算額	流用額	予算現額	決算額	比較増減額	備考
1 負担金	130,000	0	130,000	130,000	0	白河市負担金
2 補助金	0	0	0	54,000	54,000	地域内フィーダー系統国庫補助金（予約型乗合タクシー分）
3 繰越金	442,922	0	442,922	442,922	0	繰越金
4 諸収入	3	0	3	398	395	預金利子
合計	572,925	0	572,925	627,320	54,395	

2. 歳出 (単位：円)

区分	予算額	流用額	予算現額	決算額	比較増減額	備考
1 運営費	200,000	0	200,000	134,844	▲ 65,156	委員報償、会議時飲物代、会議時保険
2 事務費	50,000	0	50,000	17,166	▲ 32,834	郵送料、消耗品など
3 事業費	0	0	0	54,000	54,000	地域内フィーダー系統国庫補助金（予約型乗合タクシー分）
4 予備費	322,925	0	322,925	0	▲ 322,925	
合計	572,925	0	572,925	206,010	▲ 366,915	

歳入歳出差引残額 421,310円（歳入合計額 627,320円 － 歳出合計額 206,010円）については、次年度に繰り越します。

議案第4号 令和7年度事業計画（案）について

1 「白河市地域公共交通活性化協議会事業」事業計画

（1）協議会の開催

令和7年度は、予算（案）のとおり3回の協議会開催を予定。

2 「市事業」事業計画

（1）市循環バス「こみねっと」

- ・ 市民の生活の足として定着し、本市にとって必要不可欠な公共交通機関となっている市循環バス「こみねっと」を、継続して運行する。
- ・ なお、市循環バスについては、国庫補助（フィーダー補助）を受けており、令和8年度分（令和7年10月～令和8年9月運行分）についても、議案第6号のとおり認定の申請を行う。

（2）バス・タクシー移動支援事業（バス・タクシー助成券）

- ・ 運転免許証を保有していない高齢者（75歳以上）及び障がい者、妊産婦の移動を支援するとともに、バス・タクシーの利用促進を図るため、助成券を継続して交付する。

（3）予約型乗合タクシー（実証実験含む）

- ・ 地域内の移動手段の確保及びバス路線の代替等のため、予約型乗合タクシーを、継続して運行する。
- ・ なお、【表郷・旗宿地域】【東地域】については、市循環バスと同様に、国庫補助（フィーダー補助）を受けており、令和8年度分（令和7年10月～令和8年9月運行分）についても、議案第6号のとおり認定の申請を行う。
- ・ なお、【小田川地区】【大沼地区】については、実証実験の期間が令和7年9月末で終了するため、10月以降は、議案第8号のとおり、定率タクシーの実証実験に移行する。

（4）大信地域生活支援バス（実証実験）

- ・ 大信地域における公共交通の今後の再編を見据え、地域内の「隈戸地区」や「新城地区」から市街地までのバスを、一定期間、実証的に運行し、どの程度の利用者（ニーズ）がいるか調査を行う。
- ・ なお、本事業の詳細は、議案第7号で改めて説明する。

（5）定率タクシー（実証実験）

- ・ 令和6年度に実施した定額タクシー実証実験の結果を踏まえるとともに、本市における公共交通の今後の再編を見据え、市内全域を対象に、地区ごとに一定期間、高齢者等のタクシー料金の1/2を補助する実証実験を行う。
- ・ なお、本事業の詳細は、議案第8号で改めて説明する。

議案第 5 号 令和 7 年度収支予算（案）について

令和 7 年度 白河市地域公共交通活性化協議会 予算（案）

1. 歳入 (単位：円)

科目	令和 7 年度 予算額	令和 6 年度 予算額	比較増減額	備考
1 負担金	130,000	130,000	0	白河市負担金
2 補助金	6,963,000	0	6,963,000	地域内フィーダー系統国庫補助金
3 繰越金	421,310	442,922	▲ 21,612	繰越金
4 諸収入	400	3	397	預金利子（前年度見合い）
合計	7,514,710	572,925	6,941,785	

2. 歳出 (単位：円)

区分 款	令和 7 年度 予算額	令和 6 年度 予算額	比較増減額	備考
1 運営費	200,000	200,000	0	委員報酬@2,600円×15人×3回=117,000円 旅費@7,600円×1人×3回=22,800円 旅費@7,400円×1人×3回=22,200円 食糧費@140円×24人×3回=10,080円 会議開催時保険@200円×18名×3回=10,800円 等
2 事務費	50,000	50,000	0	消耗品・郵送料 等
3 事業費	6,963,000	0	6,963,000	地域内フィーダー系統国庫補助金
4 予備費	301,710	322,925	▲ 21,215	
合計	7,514,710	572,925	6,941,785	

※科目間の流用は会長に一任する。

議案第 6 号 地域内フィーダー系統確保維持計画について

1 地域内フィーダー系統確保維持計画とは

- 「地域内フィーダー系統」とは、国が定める基準を満たした、「幹線バス系統」を補完する系統のことで、国の承認を得ることにより、国庫補助を受けることが可能。
 - なお、「幹線バス系統」とは、複数市町村をまたがる広域的な系統のうち、国が定める基準を満たした系統のことで、本市の場合、『新白河・石川線（福島交通）』及び『白棚線（JRバス関東）』が該当する。
 - また、『新白河・石川線』及び『白棚線』を補完する系統のうち、国が定める基準を満たした「地域内フィーダー系統」は、本市の場合、『市循環バスの一部路線』及び『表郷・旗宿地域及び東地域における予約型乗合タクシー』が該当する。
 - そのため、『市循環バスの一部路線』及び『表郷・旗宿地域及び東地域における予約型乗合タクシー』について、「地域内フィーダー系統」として別添のとおり計画を策定し、国に認定の申請をしようとするもの。
- ※ 「フィーダー」とは、「支流、支線」を意味し、幹線バス系統を「木の幹」とした場合、フィーダー系統は「それに対する枝葉」のイメージ

2 計画の期間

- 令和 8 年度（令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月）

3 計画の対象事業

- 市循環バス（こみねっと）の一部路線
（中循環及び南循環の一部路線は基準を満たさないため、それ以外の路線）
- 表郷・旗宿地域及び東地域における予約型乗合タクシー

4 計画の概要

- 対象となる市循環バスについて、自治体や運行事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、国に対して支援を求めようとするもの。
- また、計画策定にあたっては目標値の設定が必要なため、「白河市地域公共交通計画」に定める数値目標を踏まえた目標値を設定。

5 昨年度からの変更点

- 特になし。

令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	白河市地域公共交通活性化協議会
住 所	福島県白河市八幡小路 7 番地 1
代表者氏名	会長 井上 賢二

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 7 年 6 月 1 1 日

(名称) 白河市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

市内の公共交通は、ＪＲ東北本線、路線バス（福島交通株式会社、ジェイアールバス関東株式会社）、市循環バス、大信地域自主運行バス、予約型乗合タクシー、タクシーがそれぞれ運行し、市民の日常生活を支えている。

なかでも路線バスについては、主に白河駅を起点として、市内各地域及び近隣自治体間を結んでおり、特に自治体間を結ぶバス路線（幹線系統）は、沿線住民のほか、多くの学生が通学手段と利用し、生活に欠かすことができない移動手段として機能している。

また、市循環バス及び予約型乗合タクシーは、フィーダー系統としてこの幹線系統と接続することで、幹線系統を補完する役割を担うだけでなく、地域内及び地域間の移動に対応する重要な系統となっており、買い物・通院・通勤・通学時の移動手段としても利用され、それぞれの系統が生活を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及などにより、公共交通機関の利用者数は年々減少し、公共交通機関の確保維持が大変厳しい状況となっている。

このため、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持改善事業により、市循環バス及び予約型乗合タクシーの運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

市循環バスの利用者数を「36,000 人」以上とする。

予約型乗合タクシー（表郷・旗宿地域、東地域）の利用者数を「1,000 人」以上とする。

白河市地域公共交通計画において、公共交通機関の年間利用者数を「450,000 人」とすることを目標として設定していることを踏まえ、現況値「441,479 人」に対する増加率を基に、以上の目標を設定する。

（現況値「441,479 人」のうち、市循環バスの現況値は「34,816 人」、予約型乗合タクシー（表郷・旗宿地域、東地域）の現況値は「902 人」）

（市循環バスの目標値については、地域公共交通確保維持改善事業の対象外の系統を含めた、市循環バス全体の利用者数とする。）

（白河市地域公共交通計画 P 6 9 参照）

(2) 事業の効果

市循環バス及び予約型乗合タクシーの運行を維持することにより、高齢者等の交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができる。また、幹線系統と接続することで、中心市街地に集中している商業施設・病院・鉄道・公共施設などへの移動手段が確保され、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和6事業年度における事業評価の結果、特に市循環バスについては、目標値に届かない系統が存在した。

一次評価では、ニーズの把握に努め、ダイヤやルート等の改正の他、情報発信等も含め、様々な面から必要な見直しについて検討することとしているほか、二次評価でも、「利用者ニーズの更なる分析やそれを踏まえた運行内容の見直しなど、踏み込んだ検討が行われることを期待します。」と助言された。

これらを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

- ・バス・タクシー助成券の使用方法的改正（白河市）

市循環バスでは、市で交付しているバス・タクシー助成券を運賃支払いに使用する利用者が多いが、助成券がなくなる年度後半になるにつれ、市循環バスの利用者も減少する傾向があるため、回数券・定期券の購入にも助成券が使用できるよう改正を行い、年間を通じた市循環バスの利用につなげる。

そのほか、利用者ニーズの把握・分析に努め、それを踏まえたダイヤやルート等の改正の他、情報発信等も含め、様々な面から必要な見直しについて引き続き検討していく。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

（市循環バス）

白河市から運行事業者に対する補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

（予約型乗合タクシー）

白河市から運行事業者に対しては、毎月、運行経費（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3第1項の規定による国土交通大臣が認可した時間制運賃に当該月に運行した回数に乗じて算出した金額から運行事業者が徴収した利用料金を差し引いた額）及び諸経費を負担する。また、国庫補助金を市が負担した運行経費等から差し引き、事業費の精算を行うこととしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数について、数値目標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>

※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和6年6月10日 第48回白河市地域公共交通活性化協議会において、令和7年度生活交通確保維持改善計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。 令和7年6月11日 第52回白河市地域公共交通活性化協議会において、令和8年度生活交通確保維持改善計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
19. 利用者等の意見の反映状況
白河市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の委員の参加を得ている。
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
※該当なし
(2) 交通手段の検討状況
※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福島県白河市八幡小路7番地1

(所 属) 白河市役所 市民生活部 生活防災課

(氏 名) 伊藤 勝也

(電 話) 0248-22-1111 (内線 2706)

(e-mail) seikatsubousai@city.shirakawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

議案第7号 令和7年度新規事業（大信地域生活支援バス（実証実験））について

1 現状・課題

（1）予約型乗合タクシー

- 地域内におけるドアツードアの交通手段として運行しているが、大信地域内には、目的地となる商業施設等が多くないことも影響し、利用者は少ない状況となっている。

（2）路線バス（大信庁舎線）

- 大信地域と市街地を結ぶ交通手段として運行しており、朝夕は一定の通勤・通学の利用があるものの、特に日中は利用者が少ない状況となっている。
- 当該路線は、白河駅までの運行であり、新白河駅方面の商業施設等に行くためには、乗り換え等が必要なこと、また、大信地域との往復のためには、利用しづらいダイヤとなっていることが影響しているものと思われる。
- また、大信地域内も大信庁舎までの運行となっているため、隈戸方面や新城方面の住民にとっては、利用しづらい路線となっている。

（3）大信地域自主運行バス

- 大信地域と矢吹町を結ぶ交通手段として運行しており、一定の利用があるものの、当市の経済活動等の活性化には寄与しないものとなっている。

⇒ 大信地域と市街地を結ぶ移動手段の確保が必要。

（4）R6 年度 定額タクシー実証実験

- 上記の課題も踏まえ、実証実験を行った結果、市街地への、特に商業施設や医療施設を目的地とする移動ニーズがあることが、改めて確認できた。

（5）大信地域、表郷地域、東地域

- 市街地まで距離がある3地域については、市街地とを結ぶ移動手段として、タクシーによる事業を行おうとする場合、市の財政状況にも限度があることから、利用料金が高くならざるを得ない状況にある。
- そのため、3地域と市街地とを結ぶ移動手段としては、バスの活用が必要と思われるが、表郷地域には白棚線（JRバス関東）、東地域には新白河・石川線（福島交通）があるのに対し、大信地域は、上記のとおり課題がある状況にある。

⇒ 上記を踏まえ、「2 実施事業（案）」のとおり、大信地域と市街地を結ぶ移動手段として、バスによる実証実験を行いたい。



2 実施事業（案）

（１）運行時期

- 令和 7 年 10 月～12 月の 3 カ月間

（２）運行曜日、運行ルート等

- 水曜日：「隈戸方面（老人福祉センター）」⇔「市街地（白河モール）」（キロ程：28.9km）
- 金曜日：「新城方面（北ノ内）」⇔「市街地（白河モール）」（キロ程：23.2km）

（３）ダイヤ

- 別紙（次ページ）のとおり

（４）運賃

- 200 円（65 歳以上は 100 円）
- ※ 詳細は別紙（次ページ）のとおり

（５）実施主体、運行事業者

- 市が実施主体となり、桜交通 株式会社 に運行業務を委託します。

（６）運行車両

- ハイエース車両（定員 14 人）

（７）その他

- 本事業は、市が実施主体となり、道路運送法に規定する「自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）」の制度により実施します。
- そのため、本日の協議会で承認を得た場合、手続き上必要となる「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」を、協議会から実施主体である市に交付します。
- なお、本日の協議会以降、実施に向けた手続きに際し、実施内容に軽微な変更が生じる場合は、市と運行事業者の調整により対応させていただきます。

3 結果の活用

- 本事業の結果については、大信地域と市街地を結ぶ最適な移動手段の導入に向け、既存移動手段の再編等の検討に活用することを想定しています。



別紙（ダイヤ、運賃）

（水曜日）

老人福祉センター	9:00	白河モール	12:10
西原	9:01	メガステージ	12:13
宇都野	9:02	新白河駅	12:16
原町	9:03	白河駅前	12:26
十日市	9:04	白河病院前	12:36
仙久内	9:05	白河厚生総合病院	12:38
日向屋敷	9:06	飯土用入口	12:49
上小屋	9:07	外面	12:50
上小屋(下)	9:08	滑里川入口	12:51
日籠	9:09	大日向	12:52
旧大屋小学校前	9:10	石久保	12:53
西宿	9:11	愛宕下	12:54
樋ノ口	9:12	増見	12:55
宮沢	9:13	福祉センター入口	12:57
大高内	9:14	大信庁舎前	12:58
日和田	9:15	福祉センター前	13:00
日和田(下)	9:16	十王橋北	13:01
田園町府	9:17	田園町府	13:02
十王橋北	9:18	日和田(下)	13:03
福祉センター前	9:19	日和田	13:04
大信庁舎前	9:22	大高内	13:05
福祉センター入口	9:24	宮沢	13:06
増見	9:25	樋ノ口	13:07
愛宕下	9:26	西宿	13:08
石久保	9:27	旧大屋小学校前	13:09
大日向	9:28	日籠	13:10
滑里川入口	9:29	上小屋(下)	13:11
外面	9:30	上小屋	13:12
飯土用入口	9:31	日向屋敷	13:13
白河厚生総合病院	9:40	仙久内	13:14
白河病院前	9:42	十日市	13:15
白河駅前	9:52	原町	13:16
新白河駅	10:02	宇都野	13:17
メガステージ	10:05	西原	13:18
白河モール	10:08	老人福祉センター	13:19

（金曜日）

北ノ内	9:12	白河モール	12:10
野寺	9:13	メガステージ	12:13
赤坂集会所前	9:14	新白河駅	12:16
赤坂ニュータウン前	9:15	白河駅前	12:26
中新城	9:16	白河病院前	12:36
大信小学校前	9:18	白河厚生総合病院	12:38
上新城	9:19	飯土用入口	12:49
堂山入口	9:20	外面	12:50
大信庁舎前	9:22	滑里川入口	12:51
福祉センター入口	9:24	大日向	12:52
増見	9:25	石久保	12:53
愛宕下	9:26	愛宕下	12:54
石久保	9:27	増見	12:55
大日向	9:28	福祉センター入口	12:56
滑里川入口	9:29	大信庁舎前	12:58
外面	9:30	堂山入口	13:00
飯土用入口	9:31	上新城	13:01
白河厚生総合病院	9:40	大信小学校前	13:02
白河病院前	9:42	中新城	13:03
白河駅前	9:52	赤坂ニュータウン前	13:05
新白河駅	10:02	赤坂集会所前	13:06
メガステージ	10:05	野寺	13:07
白河モール	10:08	北ノ内	13:08

65歳以上	100円	
中学生以上	200円	障がい者等 半額 100円
小学生	100円	障がい者等 半額 50円
乳幼児	無料	

議案第 8 号 令和 7 年度新規事業（定率タクシー（実証実験））について

1 目的・経緯

- 交通弱者の実態、需要、財政負担の継続性、またこれらを踏まえた適切な交通モードの在り方などについて区域ごとに調査・検証するため、市内全域で一定期間、高齢者等のタクシー料金の 1 / 2 を補助する実証実験を行う。

2 事業概要

令和 6 年度に実施した「定額タクシー」の一部（利用料）を見直し実施する。

形態	● 定率タクシー（通常のタクシー同様、街中での乗車や、利用者からの配車依頼に応じて運行） ※ デマンドタクシーとは異なり、前日までの予約等は不要
実施期間	● 下記の表のとおり対象区域ごとに設定
運行日	● 月曜～日曜（祝日含む）
運行時間	● 午前 9 時から午後 9 時まで ※ デマンドタクシーとは異なり、出発時間は設定しない
対象者	● 下記の表のとおり対象区域ごとに設定
利用料金	● 運賃の 1 / 2（端数切捨て）
	※ 介護車両を利用する場合は、介護保険適用外であること、および利用時に係る作業料は利用者の負担
利用形態	● 自宅⇄市街地間の移動
	※ 市街地： 市内のうち小田川地区、大沼地区、五箇地区、関辺地区、白坂地区、旗宿地区、表郷地域、大信地域、東地域を除く区域。 ※ デマンドタクシーとは異なり、指定目的地は設定しない。 ※ 「新白河駅、かねこクリニック」（西郷村）「白河厚生総合病院」（小田川地区）の 3 施設は、例外的に白河市街地として扱う。 ※ 市街地の方：乗降のいずれかに「自宅」を含まない市街地⇄市街地間の移動は不可。 ※ 市街地以外の方：市街地⇄市街地間の移動は不可。 ※ 実施期間中、表郷・旗宿、大信、東地域デマンドタクシーの運行は継続するため、地域内での移動は、デマンドタクシーを利用することが可能。

	※ 小田川地区及び大沼地区のデマンドタクシー実証実験（3年目）は9月末の許可期間をもって終了する。 ※ デマンドタクシーとは異なり、区域ごとの担当タクシー事業者を設けない。 ※ 登録者の同一世帯の方、または登録者同士の場合に限り相乗りが可能。 ※ 寄り道は原則不可。 ※ タクシーを目的地等で待機させることは不可。 ※ ジャンボタクシーは利用不可。
その他	● 利用希望者に対しては、市が『利用登録証』を交付し、利用者が、タクシー乗車時に運転手に『利用登録証』を提示することで、本事業の利用を可能とする。 ● 定率タクシーの利用に当たっては、バス・タクシー移動支援助成券の利用適用外とする。

（表）

対象区域	運行区域	実施期間	利用対象者（居住者）
市街地	自宅⇄市街地	令和7年8月～令和7年10月	65歳以上の高齢者 障がい者
五箇地区			
関辺地区			
小田川地区		令和7年10月～令和8年3月	制限なし
大沼地区			
白坂地区			
表郷地域		令和7年10月～令和8年3月	65歳以上の高齢者 障がい者
旗宿地区			
大信地域			
東地域			

（参考 イメージ図）



3 スケジュール

	R7									R8					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月～
市街地															
五箇地区															
関辺地区															
小田川地区															
大沼地区															
白坂地区															
表郷地域															
旗宿地区															
大信地域															
東地域															

定率タクシー実証実験事業の実施

予約型乗合タクシー実証実験事業終了

定率タクシー実証実験事業の実施

定率タクシー実証実験事業の実施

(大信生活支援バス)

事業選択実施
※小田川地区及び大沼地区については、路線廃止のためいずれかの事業実施が必須

4 結果の活用

- 本事業を通して、助成の仕組み、運行形態、市内タクシー事業者の対応の可否、財政負担を含めた事業の継続性など様々な観点から検証を行い、持続可能な利便性の高い公共交通網の整備に努める。

議案第9号 路線バスの廃止・休止について

1 廃止しようとするバス路線（系統）

(1) 運行事業者等

- 運行事業者：福島交通株式会社
- 許可区分：道路運送法第4条

運行系統名	起点	経由地	終点	キロ程 (往路／復路)	運行回数 (往路／復路)	
					平日	土日祝日
白河・大沼	白河駅前	桜岡	芦の口	8.3／8.3	4／4	2／2 (1／1)
白河・小田川	白河駅前	女石	八幡前	7.8／7.8	3／4	0／0

(2) 廃止の予定日

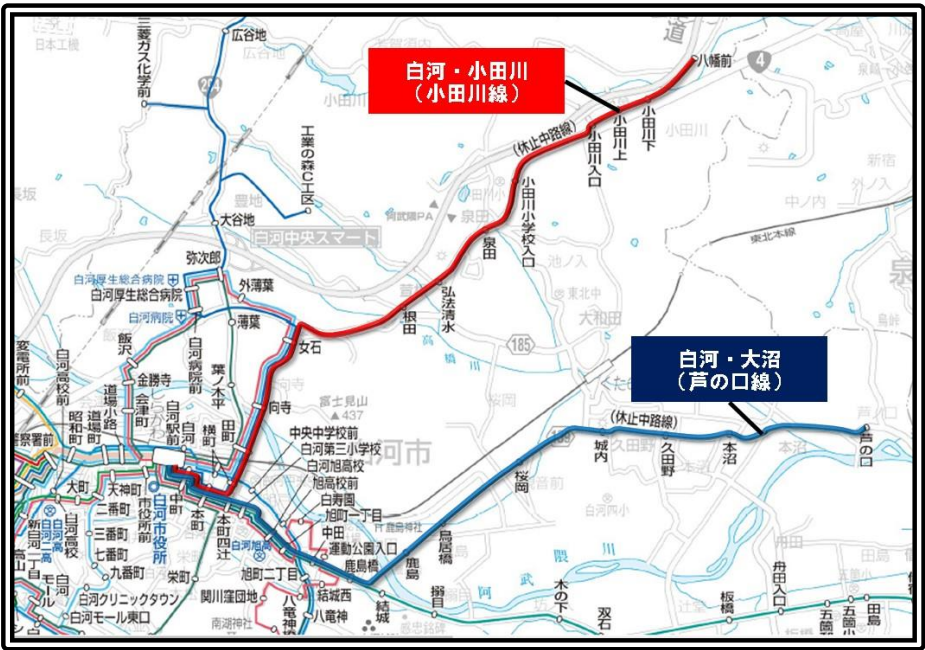
- 令和7年9月末の、当該バス路線における現在の休止期間の満了により廃止

(3) 廃止の理由

- 大沼地区及び小田川地区における「予約型乗合タクシー実証実験」の実施に伴い、令和4年10月から、当該バス路線を休止してきました。
- これまでの実証実験の結果、及びバスが運行していた頃の利用状況や運行費用を勘案するに、大沼地区及び小田川地区においては、今後もタクシーによる事業を展開した方が、需要に対しより効果的と考えられるため、当該バス路線を廃止しようとするものです。

(4) その他

- 本日の協議会で承認を得た場合、手続き上必要となる「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」を、協議会から運行事業者である福島交通株式会社に交付し、廃止に向けた手続きを進めます。



2 休止しようとするバス路線（系統）

（１）運行事業者等

- 運行事業者：福島交通株式会社
- 許可区分：道路運送法第4条
- 「白坂線」及び「九番町経由白坂線」において、通勤通学での利用がある朝夕の便を除き、日中の便を休止します。

運行系統名	起点	経由地	終点	キロ程 (往路／復路)
白坂線	白河駅前	白坂駅	白坂	14.0／14.0
九番町経由 白坂線	白河駅前	九番町	白河駅	11.4／11.4

《休止する便》

	平日			土日祝			
白 坂	7:10		11:25	7:10	9:09	11:25	13:55
↓	↓		↓	↓	↓	↓	↓
白 坂 駅	7:16	9:15	11:31	7:16	9:15	11:31	14:01
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
白河駅前	7:45	9:43	12:00	7:45	9:44	12:00	14:30
		休止(※)	休止		休止	休止	休止

	平日			土日祝			
白河駅前	10:45	13:15	17:15	10:45	13:15	16:00	17:15
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
白 坂 駅	11:14	13:43	17:42	11:14	13:44	16:29	17:44
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
白 坂	11:20		17:50	11:20	13:50	16:35	17:50
	休止	休止(※)		休止	休止	休止	

※ 「九番町経由白坂線」は、日中の2便のみのため、両便ともに休止します。

（２）休止の予定期間

- 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
(白坂地区における「定率タクシー実証実験」の実施期間)

（３）休止の理由

- 「定率タクシー実証実験」の実施に伴う、移動需要の確認、並びに需要に対する効果的な移動手段の検証のため。

（４）その他

- 本日の協議会で承認を得た場合、手続き上必要となる「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」を、協議会から運行事業者である福島交通株式会社に交付し、休止に向けた手続きを進めます。

